

第506回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
(2) 発送年月日 令和6年8月1日(木曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年8月8日(木曜日)
午前11時
(2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

報告事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
(2) さより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	千 葉 富 夫
委 員	高 橋 平 勝	〃	平 井 光 行
〃	菊 田 守	〃	舘 田 あゆみ
〃	高 橋 一 郎	〃	尾 定 誠
〃	大 江 清 明	〃	木 村 千 之

欠席委員

会長代理	鈴 木 政 志	委 員	石 森 裕 治
委 員	鈴 木 章 登		

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

定刻となりましたので、ただいまから、第506回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は12名出席の予定でございますが、現在のところ11名、御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

番号を振っておりませんが、報告事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」、右上に番号振っております資料1といたしまして、審議事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「さより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について」、以上3種類の資料となっております。

御確認いただき不足等ありましたら事務局にお声掛けください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【報告事項】

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

4番の高橋平勝委員、11番の平井委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願い致します。

最初に報告事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員会交流会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。瀧上さんよろしくお願いします。

○事務局 瀧上主事

報告事項といたしまして、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について御報告いたします。

福島海区との交流会が中止となった経緯について御説明させていただければと思います。まず1番のこれまでの経緯ですが、福島海区漁業調整委員との交流会は、宮城・福島両県が交互に幹事となり開催しており、令和6年度は本県が開催県となる予定でございました。令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大により隣県海区交流会の開催を見送っていましたが、昨年度は盛岡市で岩手海区との交流会を再開し、併せて福島海区との交流会の開催に向けて準備を進めて参りましたが、日程等調整が整わず開催に至りませんでした。その結果、岩手、福島海区交流会の開催状況にずれが生じたことによって、本年度は岩手海区、福島海区との交流会ともに本県が幹事県となるため、福島海区事務局と相談の上、福島海区との交流会を、このあと、福島市で開催することで準備を進めておりましたが、本日の委員会で、複数の本県委員の都合が合わないこととなりましたので、福島海区事務局と協議の上、本日予定していた交流会の開催については見送る判断としたものでございます。開催日程の再検討について協議しましたが、年度内での日程調整は困難との結論に至りましたので、今年度の福島海区との交流会については開催を中止とし、来年度改めて宮城県で開催する形で調整したいと考えております。参考といたしまして、下の方に近年の福島海区との交流会の開催状況を載せております。

以上で説明を終わります。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。発言に際しましては、いつものとおり議長の指名、番号及び氏名を述べて発言願います。何かございますか。

なければ、報告事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」はこれまでとします。

————— 報告事項終了 —————

【審議事項】

○關会長

審議事項（１）「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から御説明をお願いします。

阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは資料1の1ページ目をお開き願います。秋さけ固定式刺し網漁業につきまして、さけの道県の帰属を巡る漁業調整課題がございまして、国の秋さけ資源管理調整協議会によって管理されてございます。

本県では、平成8年度から海区漁業調整委員会の届出漁業として制度化されまして、その9年後、平成17年度からは承認漁業に移行し、操業区域、期間、隻数、操業実績の確認

などを行う一定のルールのもと行われて参りました。

近年、秋さけの来遊は著しく減少し、着業隻数も減少している状況でございますが、今後とも操業秩序の維持をしていくことは必要であることから、今回も引き続き海区漁業調整委員会指示に基づく承認漁業を継続し、適正な操業体制を維持していきたいと考えてございます。本日は昨今の不漁を踏まえた今年度の取扱い方針について、委員会指示の発動について御審議いただきたいと考えてございます。詳細は担当より説明申し上げます。

○關会長

それでは君島さんお願いします。

○事務局 君島技師

1 ページ目を御覧頂きまして、経過でございますが、先ほど事務局長から説明がありましたとおり、本県の秋さけ固定式刺し網漁業は、安定した漁獲と適正な管理を目的として、平成8年度から届出漁業、そして平成17年度からは操業隻数を制限し、管理強化を図るため承認漁業に移行し、現在に至っております。

令和5年度の承認状況ですが、委員会指示の承認隻数上限を123隻としておりましたが、実際の承認数は120隻でございました。裏面2ページに漁協及び支所別の承認状況を示しておりますので、こちらは後ほど御参考ください。

令和5年度漁期における秋さけの操業状況については後ほど御説明いたします。

令和6年度漁期の取扱いでございますが、令和4年度漁期までは承認対象者の選定には、水揚げ実績（過去3か年中2年の実績を有する者を承認）を基準とし、承認隻数の抑制等の措置を講じてきたところですが、近年の秋さけ来遊数の大幅な減少により、従来の委員会指示の内容では、依然として漁業現場の現状と制度の乖離が生じている状況でございます。このことを踏まえまして、令和6年度漁期の委員会指示発動に際しましては、承認隻数の上限及び承認対象者を、昨年度に引き続き、次のとおりとしたいと考えてございます。承認隻数の上限につきましては、令和5年度承認隻数の120隻としたいと考えております。承認の対象者につきましては、継続承認を「令和5年度において承認を受けた者」とし、水揚げ実績は問わないこととします。また、新規承認を「新たに承認を受けようとする者」としまして、新規承認隻数については、継続承認の対象者の方が申請しなかったことにより、上限に満たない場合に、その数以内としたいと考えております。

3 ページ目からは令和5年度の操業状況について示しております。（1）本県の秋さけ漁業種類別漁獲量ですが、海面の合計は、漁獲量は4,684尾、漁獲金額は約1,200万円となっております。このうち、県全体の固定式刺し網の漁獲量は520尾、金額は約150万円でございました。また、漁業種類別漁獲量のグラフを示しておりますが、昨年度は令和4年度に引き続き、グラフの線が見えないほど漁獲量が極めて少ない状況でございました。その下に漁業種類別の漁獲割合を示しておりますが、定置網の割合が高い状況で推移しておりました。（2）秋さけ固定式刺し網の承認隻数と着業隻数の推移でございますが、一番右側に昨年度の隻数を示しております。承認隻数は120隻であったのに対し、そのうち着業したのは33隻、着業割合約3割となっております。（3）には令

和5年度のトン数階層別の承認隻数を示しておりますので御参考ください。

5ページ目は、秋さけ固定式刺し網漁業承認取扱方針となっております。Ⅰ．承認隻数及び新規承認隻数であります。上限は先ほども御説明したとおり、令和5年度に承認を受けた120隻以内、新規は承認上限隻数120隻から1の承認隻数を除いた数以内といたします。Ⅱ．新規承認者の取扱いであります。1の新規申請の対象者は、令和6年度から新規に着業しようとする者、2の新規承認者の選定は、優先順位1、漁船漁業専業者であること、優先順位2、漁業後継者であること、若者を優先するという方針としております。Ⅲ．その他はここに記載のとおりです。

6ページ目は、令和6年度秋さけ固定式刺し網漁業新規承認者選定に係る抽選要領となっております。新規承認数が先ほど説明した数を超えた際に、まずは優先順位で選定いたしますが、順位が同一となった場合に使用するものとなっております。後ほど御確認いただければと思います。

7ページから10ページまでは委員会指示及び承認事務取扱要領の新旧対照表となっております。ございまして、主な変更点といたしましては、5の承認隻数となっております。

11ページから15ページまでは委員会指示として公報に登載いたします原案を縦書きにしたものでございます。

16ページから27ページにつきましては、申請書の様式などとなっております。

最後、28ページ目ですが、今年度の秋さけ固定式刺し網漁業の承認日程（案）となっております。本日、海区委員会で委員会指示内容について審議を行い、承認いただければ、国の秋さけ資源管理調整協議会により管理されているものですので、8月19日に昨年度の実績と今年度の考え方について説明し、承認をいただければ、8月20日に委員会指示を発動いたします。8月21日から30日までを期間といたしまして、申請を受付し、次回9月の委員会で新規着業希望者等の承認について、御審議いただき、9月25日の操業開始といったスケジュールと考えてございます。

説明につきましては、以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号および、氏名を述べて発言願います。秋さけは残酷な状態が続いているので、このような委員会指示の内容になるのですが、本当にお気の毒としか言いようがない状態です。

なければ、秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）については、審議の結果、承認隻数の上限を120隻とし、委員会指示を発動すること異議はありませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。事務局は公報登載手続きをお願いいたします。

○關会長

次に審議事項（２）「さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

阿部課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項「さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」説明させていただきます。漁業法の規定により、知事許可漁業の手続きについては、許可の内容として「制限措置」を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うものとなっております。本日は、漁業法第５８条において準用する同法第４２条第３項の規定に基づき、１１月１日から漁業時期を迎える「さより機船船びき網漁業」の許可に係る制限措置の内容等について、御審議いただきたいと思います。

なお、本漁業については、許可の有効期間が１年間となっておりますので、令和６年度分の許可について今回御審議いただくものです。詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○關会長

本田さんをお願いします。

○水産業振興課 本田技師

１ページ目を御覧ください。こちらは諮問文書の写しとなっております。

裏面の２ページ目を御覧ください。こちらが本日御審議いただく制限措置等の内容となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って説明させていただきたいと思います。

続きまして、３ページ目を御覧ください。３ページ目以降が漁業の概要についての説明資料となっております。１番の概要でございますけれども、さより機船船びき網漁業は本県沿岸域において１１月から３月までにさよりを漁獲対象として船びき網を用いて２隻の漁船が組になって操業する漁業でございます。２番の許可制に係る主な経緯についてですけれども、昭和４２年に取扱方針が制定されまして、許可制となったものでございます。その後、禁止区域の設定ですとか、許可枠上限の設定がありまして、平成１１年には業界からの要望によりまして、現在の取扱方針と同じ操業区域、期間、制限条件となりました。平成３０年には許可枠の設定や実績に基づく許可対象者の整理等が行われてきたところでございます。３番の水揚げ状況でございますけれども、さよりの漁獲量につきましては、国の統計値というものはありませんが、石川県の研究報告によりますと、全国でおおよそ１，０００トンから１，４００トンの水揚げがあると推定されております。また、左下の棒グラフに示しておりますが、築地・豊洲市場の取扱実績によりますと、平成１６年以降、数量は減少傾向にありまして、最近では１００トン以下となっております。一方、宮城県の漁獲量ですけれども、右下の棒グラフにあるとおり、平成２８年から２９年に約５トンまで減少しましたが、平成３０年以降は増加傾向にありまして、令和５年の水揚げ量は約２４トンとなっております。

４ページ目を御覧ください。４番のさよりの資源についてということで、（１）生態と分

布についてですけれども、さよりは沿岸の表層を遊泳する内湾性の回遊魚でして、春から初夏が産卵期に当たり、成長が早いという特徴がございます。寿命は2年と考えられておりまして、日本では北陸や、太平洋側の常磐、房総、東海、瀬戸内海の4海域で漁獲が多いというふうになってございます。国の資源評価では、最新のものが令和3年となっておりまして、太平洋北部水域の資源水準は「低位」、資源動向は「横ばい」と判断されております。一方で宮城県水産技術総合センターによる資源動向では、本県でのさより資源水準は「高位」、資源動向は「増加」とされてございます。続いて(2)漁業者による自主管理についてですけれども、県小型漁船漁業部会のさより機船船びき網漁業委員会が自主調整方針を定めておりまして、その中で操業期間、操業区域、一日当たりの漁獲量などルールを定めて操業しているところでございます。次に5番の許可の概要でございまして、(1)制限措置の表でございまして、操業区域につきましては、宮城県沖合海面で、下にあります(1)から(6)の区域を除くとなっております。漁業時期は11月から翌年3月末まで、船舶の総トン数は15トン未満、許可等すべき船舶等の数は公示の際に別途定めるといふことで、こちらは最後に説明させていただきます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。許可の有効期間につきましては1年となっております。許可の条件は、定置網や養殖施設から離れて操業してくださいと、漁具の着底禁止、夜間操業禁止、それからさけ・ます稚魚の採捕禁止などを設定しております。6番の許可の対象でございまして、(1)の許可枠の設定につきましては、震災によって経営体と漁船が減少したということで、震災前の許可数は100隻でしたが、こちらを上限としまして、当面は上限の8割で運用ということで、80隻を運用枠として設定しているところでございます。許可処分取扱要領の中で、その規定に基づきまして、小型漁船漁業部会から許可希望隻数を取りまとめて県に提出していただきまして、その希望隻数を踏まえ、県では海区委員会に諮問するための公示枠案を設定するという流れになっております。参考に下の表に過去6年の許可件数の推移を載せておりまして、昨年の許可件数は68隻となっております。次に(2)の①の許可隻数の推移と着業状況についてですけれども、こちら参考の下表で過去6年の許可隻数に合わせまして、着業隻数、その年の漁獲数量、金額、平均単価などを載せております。一番下に移りまして、②許可等すべき船舶等の数についてですけれども、さより機船船びき網漁業は他の沿岸漁船漁業が不漁となる中、平成30年以降、着業者が増加傾向にありまして、水揚げも増加しているということで、今後も1年許可として漁期ごとに資源動向などを確認する必要があると考えております。公示枠につきましては、県小型漁船漁業部会のさより委員会から今回許可希望隻数は64隻と伺っており、運用枠の範囲内ということで、64隻を公示枠として考えております。なお、今年度は漁業者から海洋環境の変化に伴いまして、漁場形成の時期等が変化しているのではないかとということで、漁業時期の見直しについて要望がございましたので、現在の漁業時期以外でも漁場形成されるのかなど調査を行いまして、検討して参りたいと考えております。

それでは2ページ目にお戻りいただきたいと思います。こちらが許可の申請開始にあたり公示する内容の案となっております。1番の表のところでございますが、先ほど説明したとおり、許可すべき船舶等の数については64隻と記載しております。下に行きまして、2番の申請期間でございまして、8月20日から9月19日までということで予定してお

ります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号および、氏名を述べて発言願います。

尾定委員、お願いします。

○尾定委員

資源動向ですが、国の令和３年度の資源評価では、広い範囲で資源水準は「低位」、資源動向は、「横ばい」という結果であるが、時期としては２年後で、水産技術総合センターでの調査時期としては２年ずれているが増加傾向にあって、水準も高いとの評価。評価が太平洋北部領域のなかの宮城県の沖合までで言えば高い評価とするのは何が違うのでしょうか。

○關会長

お答えできる方いますか。

○水産業振興課 本田技師

国の資源評価ですが、こちら茨城県の評価を出しておりまして、使っているデータで違いが出ているものと考えております。

○尾定委員

茨城県が代表で太平洋北部を語っているということで、全体を俯瞰して言っているわけではないということか。宮城県も入れると薄められて、どこかが低くて薄められて全体的には良くないよと、宮城県だけが突出して良いよというのかなと思った。

○水産業振興課 本田技師

国の資源評価で茨城県を用いている理由は、１９９０年代以降から船曳き網の漁獲量とか漁獲努力情報とかデータが揃っていることから茨城県のデータを用いていると確認しております。

○尾定委員

各県からのデータを集約した結果、解析したらこうなっているわけではないと。必ずしも宮城県の沖合を反映しているわけではないと。

○關会長

私も疑問に思ったのですが、国は令和３年以降の資源評価はなさっていないのでしょうか。

○水産業振興課 本田技師

調べたところ、令和３年のものが最新となっていました。

○關会長

はい、分かりました。

それともう一つ、聞き逃したのかもしれませんが、制限措置の漁業時期ですね、今まで決めていた時期以外にも漁獲される可能性があるので検討したいというお話がありましたが、それは今回は反映しないんですね。

○水産業振興課 菊池技術主幹

従来どおりの操業期間で、まずはお話ししたいと思います。それで今年度は漁業者の方の要望ですと早い段階でも魚がとれるのではないかと、後ろの時期でも、地域によってはとれるとの話もありますので、前後一ヶ月ずつくらい試験的に調査をしてみて、その結果や資源状況を踏まえ、操業期間の延長も検討したいと思っております。

○關会長

そうすると今年度は試験操業をどなたかがなさると。

○水産業振興課 菊池技術主幹

その予定でおりました。

○關会長

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等については県からの諮問があったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和６年８月１日付水振第３８５号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

————— 協議事項終了 —————

○關会長

その他に入ります。何かございますか。

木村委員お願いします。

○木村委員

くろまぐろの漁獲枠を増やして頂いたようなのですが、各漁業種への割り当てを何とか御配慮して頂きたいと思います。

○關会長

日下課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

今、委員のおっしゃった枠の増加について、これから国の方から具体的にTACの数字など、やり取りの段階になっていくと思いますが、県内の消化状況など見ながら、必要な部分については、しっかりと宮城県に配分されるような形でお伝えをしていきたいと思っています。いずれ宮城県の枠の増加に向けて意識を持って取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○關会長

木村委員、よろしいですか。その他何かございますか。

大江委員お願いします。

○大江委員

挨拶の中で七ヶ浜でのとりがいの養殖の話がありましたが、今後、温暖化で多分増えると思うのですが、私は女川町ですが、新聞等でもありますようにとりがいの養殖も若干あります。さばの養殖もどうかとの話もある。あと、知事があこやがいの養殖をと、本当に大変ありがたいのですが、あれは、試験養殖までもっていく計画なのでしょうか。それとも現時点では何もわからない話なのでしょうか。

○關会長

日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

あこやがいにつきましては、九州の方はですね真珠養殖が主産地ですが、現地では病気が非常に大きな問題になってございまして、いきなりその貝を宮城の天然海域に入れるということはできないと思っております。やっぱり既存のかきとかほたてに何らかの影響もあってはいけないと思っております。まず室内で、悪者になっているウイルスとか原因となるものが、かきとかほたてにうつるのかどうかの安全性確認のための試験をしっかりと、持ってきて大丈夫だという担保が取れた上で、天然海域での試験ということに進むべきだろうと思っております。おそらくその試験には1年2年で確認が取れるとは我々も思ってないです。そこは確認を取った上で、できるかどうかを改めて判断ということで、それは知事からもしっかりとやるようにと言われているので、天然の既存の種に影響ないようにやっていきたいと思っています。

○關会長

ありがとうございました。

他にございますか。

○事務局 武山総括次長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

（１）秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について

（２）さより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について

報告事項

宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

高橋 平勝

署名委員

中井 光行

書 記

清江 瑠璃